

住民登録
11月1日現在

前月比
人口 72,718(+48)
〔男 34,759〕
〔女 37,959〕
世帯数 20,733(+9)

大 報 お だ げ

12月号 (No.257)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 42-1212
発行年月日 — 昭和53年12月1日
発行日 — 毎月 1 日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布
しています。届かなかったり、配布が遅い
ときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

12月1日から



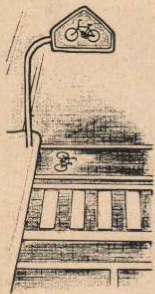
道路交通法 がかわりました

- ◇ 道路交通法が7年ぶりに大幅改正され、12月1日から施行されました。
- ◇ 今回の改正は、2.3人に1人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざしたものです。
- ◇ 改正で特に強調されているのは、運転者の社会的責任の明確化と道路交通に関する問題の総合的で根本的な対策の推進の二点となっています。
- ◇ 主な改正内容は次のとおりです。

自転車の安全通行

◎横断帯が新設されます

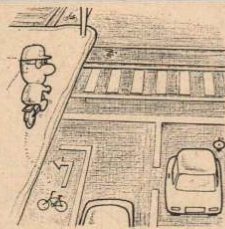
自転車で横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。幅1.15mの横断帯には、自転車の区別入りの標識や標示がつけますが横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共通になります。



車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断中は必ず一時停止をしなければなりません。又、横断帯の手前30m以内で追い越し、追い抜きは禁止となります。

◎交差点への進入が一部禁止されます

交通のはげしい交差点などを、自転車で横断するのはとても危険です。とくに大型トラックなどに巻き込まれる事故が年々増えています。このような事故を防ぐために、交通量



が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。

「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

◎歩行者用信号に従って通行を

今まで、信号機は車と歩行者用の2種類で、自転車は車の信号機に従ってきましましたが、これからは「歩行者・自転車専用」の標識がつけられた歩行者用信号機が設けられます。このような信号機のあるところでは、歩行者と自転車は同じ信号機に従ってください。



◎歩道では車道寄りを徐行してください

自転車の歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは、標識のある歩道で通行できました。

現在、自転車の使用台数は全国で約4,800万台と推定され、その増加傾向は著しく、歩行者との接触事故も増える一方です。そこで歩道で通行できるのは、次の条件に合う自転車に限定されました。大きさは、長さ1.9m以下、幅が60cm以下で、この規格内であれば、荷台のついた三輪自転車も通行できます。とはいつても、歩道での通行は中心から車道寄り走り、速度は歩行者にぶつかりそうになったら必ず止まれるスピード、つまり「徐行」でなければなりません。又、歩行者にぶつかりそうときは必ず一時停止しなければいけません。

◎ブレーキの整備不良は処罰されます

自転車の安全基準が決められました。これまで自転車には、車の車検のようなものではなく、安全基準は野放しでしたが、これからは、時速10km/hの速度で3m以内で停止できるブレーキを基準に不良の場合は3万円以下の罰金が科せられ、又、夜間には100m後方から確認できる赤かダイダイ色の尾灯か反射器材の取り付けが義務づけられました。※ 以上が自転車に関する改正点ですが横断帯と交差点進入禁止については、本市でも数カ所に設ける予定ですが、標識、標示の取り付けは雪消えを待つて、実際には来春から実施されます。

安全運転管理

◎副安全運転管理者の選任

事業主(使用者)の、運転者に対する安全運転管理が不十分なために起きる疲労や酒酔い運転などの事故を防ぐため、5台以上の車を使用している事業主は、20台に1人の割合で副安全運転管理者をおくことが義務づけられました。

副安全運転管理者の資格は、20歳以上で運転経験3年、管理実務経験1年以上です。ただし、酒酔い運転で検挙された人その他の重大な違反で検挙されてからまだ2年を経っていない人は、その資格がありません。



◎管理不徹底には車の使用制限

使用者や安全運転管理者が、運転者に違反行為を命じたり、故意に違反行為を見逃した場合、その車の使用が制限されることになりました。

又、過労運転、酒気帯び運転の場合は2回、スピード違反、積載制限違反の場合は3回検挙されると、その車は使用禁止になります。

使用禁止期間は6カ月以内で、運転禁止のマークが車に張られます。

その他の改正点

- ◎原動機付自転車もヘルメットの着用が義務づけられました。
- ◎ジグザグ運転、横断運転などの暴走行為は懲役6カ月以下、罰金5万円以下違反点9点となりました。
- ◎身体障害者が車イスで通行している場合、又、目の見えない人が盲導犬をつけて通行している場合は、白色のつえを携えていなくとも、車は一時停止か徐行が義務づけられました。
- ◎免許証の更新をすっかり忘れた場合の救済期間が、いままでの3カ月から6カ月に延長されました。

◎優良ドライバーに恩典

2年間、無事故・無違反の運転者が、スピード違反や信号無視など違反点2点までの軽い違反を犯し、その後3カ月間無事故・無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。

いままでは、この点数の消却期間が1年でしたから、4分の1に大幅短縮されたわけです。

◎「酒酔いは免許取り消し」

麻薬や覚せい剤を飲んでの運転と、酒酔い運転は厳罰で、1度の違反で免許は取り消されます。

「麻薬・覚せい剤運転」は、これまでは違反点が6点の軽い処分でしたが、酒酔い運転は12点でしたが、これらは大事故につながる危険性が強いことから15点の最高点とされました。

行政処分

◎無車検・無保険にも違反点

いままでは道交法違反に問われるのみで、行政処分を受けなかった無車検・無保険(強制保険)などの違反も今後は処分の対象になります。

新しく設けられた違反行為に付される点数は次のとおりです。

新しく設けられた違反行為に付される点数

保管場所法違反(長時間駐車)	義務違反	故障車両表示義務違反	(道路使用)	保管場所法違反	無車検運行	麻薬等運転	方法違反	自動二輪車乗車	項違反	等運転者遵守事	高速自動車国道	無保険運行	禁止違反	共同危険行為等	酒酔い運転
一点	一点	一点	二点	六點	十五點	一点	二點	六點	九點	十五點					